

保育園児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考にかかりつけの医師の診断にしたがい、登園許可証（医師が記入）の提出をお願いします。
 感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。
 ※事務所前引き出しに登園許可証があります。また、ホームページからもダウンロードすることができます。

登園許可証（医師が記入）が必要な感染症

令和6年4月改訂

感染症名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症後5日間を経過するか、もしくは解熱後3日を経過するまでのどちらか長い方。（発症後1日で熱が下がった場合も最低5日は登園停止）
新型コロナウイルス	発症2日前から発症後5日間までが他人に感染させるリスクが高い	発症後5日間を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤を使用せず解熱し、咳や息苦しさが改善）した後1日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬をきめられた期間服用する。7日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157, O-26, O-111)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐・下痢等の症状が治まってから24時間経過。普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
とびひ（伝染性膿痂疹）	接触すると他の人にうつりま	患部が少ない場合はおおっての登園可能、ただし広範囲に広がっている場合、おおえない場合は登園を控えて下さい

※登園許可証の有無に関わらず、解熱剤・下痢止め・吐き気止め等を服用した場合は、24時間あけての登園となります。